第２章　事　業

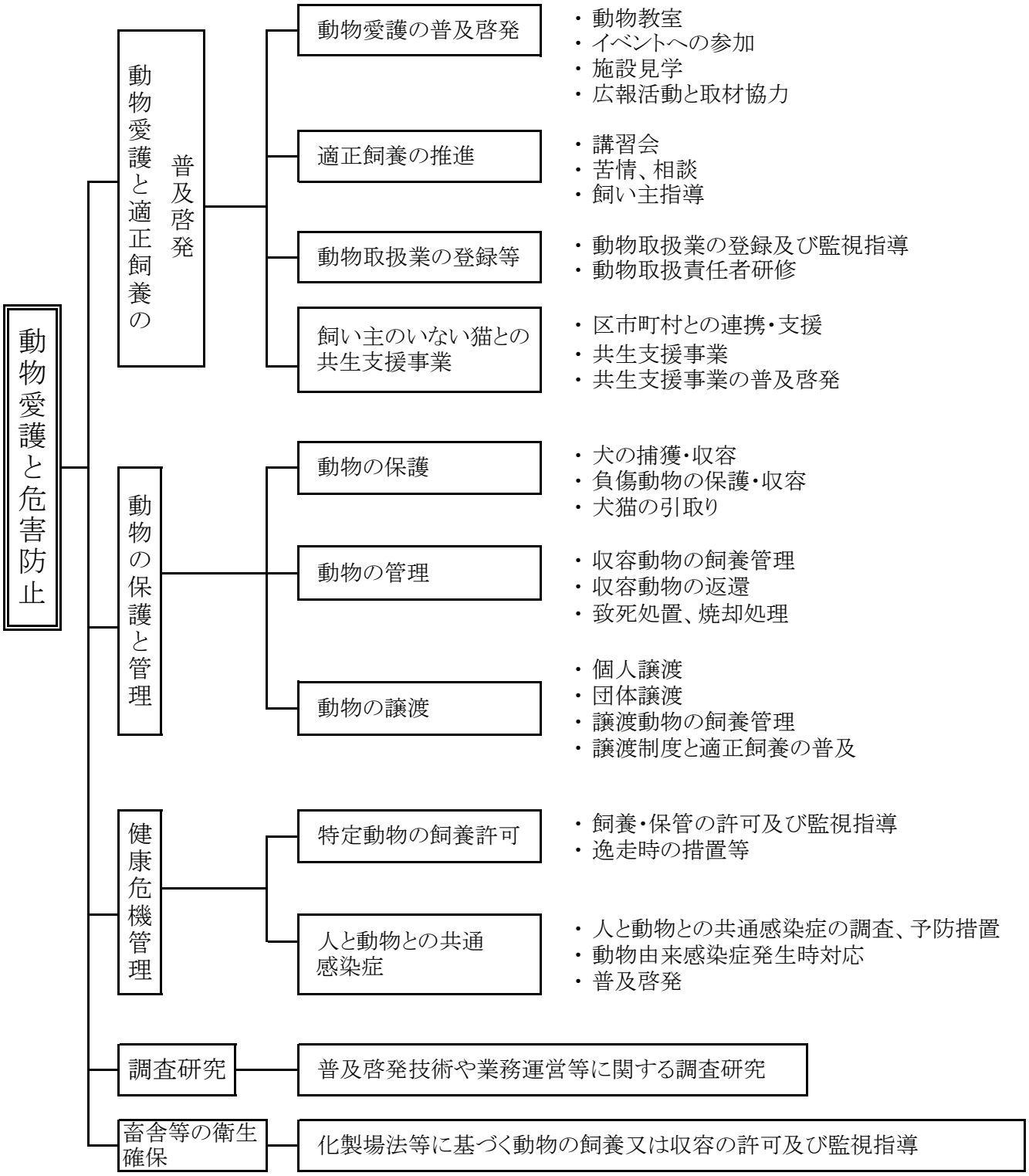
1　年間事業計画

事業名 ＼ 月				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
動物愛護と適正飼養の普及啓発	動物愛護の普及啓発	動物教室等		←											→
		イベントへの参加		←											→
		（動物愛護週間中央行事関係）							↔		↔				
		施設見学		←											→
		広報活動、取材協力		←											→
	適正飼養の推進	講習会	譲渡関連講習	←											→
			しつけ方教室等	←											→
		苦情、相談		←											→
		飼い主指導		←											→
	動物取扱業	登録及び監視指導		←											→
		動物取扱責任者研修		←											→
	飼い主のいない猫との共生支援事業	区市町村との連携・支援		←											→
		共生支援事業		←											→
		普及啓発		←											→
動物の保護と管理	動物の保護	犬の捕獲、収容		←											→
		負傷動物の収容		←											→
		犬猫の引取り	飼い主	←											→
			拾得者	←											→
	動物の管理	収容動物の管理	飼養管理	←											→
			こう傷犬検診	←											→
			負傷動物治療	←											→
		収容動物情報の提供		←											→
		飼い主への返還		←											→
		致死処置・焼却処理		←											→
	動物の譲渡	譲渡会		←											→
		譲渡後の調査		←											→
		譲渡対象団体研修												↔	
		譲渡制度と適正飼養の普及		←											→
健康危機管理	特定動物	飼養保管許可及び監視指導		←											→
		逸走時の対応		←											→
	人と動物との共通感染症等	調査、予防措置		←											→
		動物由来感染症発生時対応		←											→
		普及啓発		←											→
調査研究	業務運営に係る調査研究	動物愛護施策		←											→
		負傷動物診断・治療		←											→
		収容、管理		←											→
		苦情対策		←											→
		発表会（事業報告）												↔	
畜舎の衛生確保		飼養、収容の許可、監視指導		←											→
職場内研修		動物監視員研修		新採・転入者研修		所内研修等・技術講習									
		動物指導員研修		転入者研修		所内研修等・技術講習									
		外部研修生受入		←											→
労働安全衛生		車両保守、整備点検		←											→
		職員の定期健康診断等		←											→
		災害防止対策		←											→
		汚職等非行防止		←											→

2　業務体系

令和8年4月1日現在

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）
東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年東京都条例第4号）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）
化製場等の構造設備の基準等に関する条例（昭和59年東京都条例第85号）



３　事業の概要

人と動物が共生し、優しさと潤いのある社会環境の実現を図るには、都民が動物の習性等を正しく理解するとともに、飼い主が適正に飼養することが何より大切なことといえます。動物愛護に対する都民等の意識は、社会情勢や地域の文化特性の影響を受け、時代とともに変化します。動物愛護管理法も、５年ごとに見直されることとなっています。

動物愛護相談センターでは、この社会環境づくりのため、平成１９年に策定、令和３年に改定された「東京都動物愛護管理推進計画（ハルスプラン：Human and Animal Live Together in Harmony(HALTH)）」に基づき、都民や民間団体との連携と協力のもとに、動物愛護等に係る事業を推進しています。

特別区の区域と市町村の区域における当センターの業務は、特別区と市町村との事務分担が異なっていることもあり、それぞれ地域によって特色があります。そのなかで都内全体に同レベルのサービスを提供できるよう、本所、多摩支所及び城南島出張所は、常に連携を図りながら事業展開を行っています。

(1)　特別区の区域

昭和５０年に地方自治法が改正され、特別区の区域内にあった東京都の保健所が特別区に移管されました。狂犬病予防員の任命権限については、東京都に留保されたため、犬の捕獲・収容及び管理に係わる業務は、引き続き東京都が実施しています。

現在は、特別区の区域での犬の捕獲等の苦情処理、動物取扱業及び特定動物の監視は本所監視担当及び城南島出張所が担当し、返還、譲渡、犬猫の引取り等の飼養管理業務は本所飼養相談担当が行っています。

城南島出張所は、このほかに特別区の区域で収容された負傷動物の治療、人と動物との共通感染症等の調査研究及び感染症発生時の活動拠点として体制を整備しています。

(2)　市町村の区域

平成１５年度に、多摩地区の動物愛護管理関係の業務が東京都の保健所から当センター多摩支所に一元化されました。

多摩地区（八王子市・町田市を除く。）の犬の捕獲等の苦情処理、動物の飼い主に対する適正飼養指導及び畜舎等の監視、多摩地区（八王子市・町田市を含む。）の動物取扱業及び特定動物は、多摩支所監視第一区担当及び監視第二区担当が担当しています。返還、譲渡、犬猫の引取り、負傷動物の治療等の飼養管理業務は多摩支所飼養相談担当が行っています。また、中核市の八王子市及び保健所政令市の町田市内で引取り・収容された動物についても、事務取扱委託により飼養管理業務を行っています。

島しょの区域では、島しょ保健所各出張所に配置した当センター兼務職員が狂犬病予防法、動物愛護管理法及び動物愛護管理条例に係る事務を行っています。

当センター全体の企画調整、都内全域の動物取扱業に関する文書事務、行政処分及び動物取扱責任者研修については、本所業務担当が担当しています。

４　動物愛護と適正飼養の普及啓発

(1)　動物愛護の普及啓発

都民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命・身体・財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図ることを目的として、学校、地域、家庭等において、普及啓発を行っています。

①　動物教室（統計資料５）

児童期から動物に親しみ「命の大切さ」を体感することによって動物愛護の精神を養うとともに、動物の体のつくり、習性・行動を理解することにより、動物による事故や疾病感染の未然防止を図るために実施しています。平成３０年度から、プログラムの充実や開催回数の増加等を目的として、委託化しています。令和４年度からは、動物愛護推進員が一部の動物教室を実施しています。

動物教室では、動物のストレス等に配慮し、「動物を連れて行かない動物教室」を実施しています。対象は小学校低学年の児童とし、子供たちの興味がわくような映像や教材を用いて、動物がそばにいることの楽しさや動物の体のつくり、習性・行動を学習します。さらに、動物によるこう傷事故と動物由来感染症を未然に防止するため、犬との接し方や動物に触った後の手洗い等の衛生管理について啓発しています。

②　イベントへの参加（統計資料６）

毎年９月２０日から２６日までは「動物愛護週間」（動物愛護管理法第４条）です。この期間に全国各地で動物愛護事業が行われており、都内でも毎年、環境省、東京都、台東区及び動物愛護団体等１０団体が協働して「動物愛護週間中央行事」を開催しています。

動物愛護週間中央行事の屋外行事は、例年９月に開催しておりましたが、近年の猛暑の状況等を踏まえ、令和７年度は１１月に開催しました。会場では、東京都動物愛護推進員の協力を得てタイムリーな話題をとらえたパネル展示、クイズ、動物の飼い方相談、動物愛護及び適正飼養啓発パンフレットの配布等を行っています。

また、区市町村も、動物愛護週間を中心に各種の動物愛護事業を展開しています。これらの事業について、当センターは、各自治体や団体の要請により、動物愛護と適正飼養の普及啓発を支援しています。

これに加えて、令和７年度は、獣医系大学との連携事業の一環として学園祭へのブース出展を行い、パネル展示などにより、動物愛護に関する普及啓発を行いました。

③　広報活動と取材協力（統計資料７）

当センターには、小中高校生、動物関係専門学校の生徒、獣医系大学の学生及び都民等からの見学や報道機関等からの取材の申込みが多数寄せられています。これらは、当センターの業務内容の正しい理解と動物愛護の普及啓発に絶好の機会であることから、分かりやすい啓発資材等を作成し積極的に対応しています。

(2)　適正飼養の推進

当センターに寄せられる苦情の多くは、飼い主や動物取扱業者の不適正な動物飼養に起因しています。そのため、苦情相談に基づく飼い主等への指導をはじめ、譲渡や返還、講習会等、様々な機会を通じて飼い主や動物取扱業者が責任をもって適正に飼養管理できるよう正しい知識・技術の普及啓発を行っています。

①　適正飼養講習会（統計資料１０）

「模範的な飼い主」となってもらうことを目的に、当センターから動物の譲渡を希望する都民を対象に譲渡前及び譲渡時に、それぞれ適正な飼養方法等についての講習会を行っています。

さらに、関係機関や区市町村が開催する動物愛護に関する講習会への講師派遣等の協力支援を行っており、苦情の原因となる飼い方の改善に積極的に取り組んでいます。

②　苦情・相談（引取り・収容・逸走問合せ・適正飼養・人と動物との共通感染症等）（統計資料１２、１３）

動物による危害防止や生活環境の保全を図るため、様々な機会を通じて、飼い主に動物の適正飼養に関する普及啓発を行っています。また、動物の引取りや収容依頼、飼い主からの逸走動物の問合せ等については、窓口や電話等で事情を詳細に聞き取り、対応しています。

動物を収容した場合、その動物の特徴等を詳細に記録し、飼い主からの逸走動物の問合せに対して、電話等でも的確な回答ができるよう努めています。

また、収容動物に関する情報を「収容動物情報」として当センターのホームページ上に掲載しています。「収容動物情報」には、収容日、収容場所、動物の種類、性別、毛色、首輪の有無等の文字情報と動物の画像（写真又はイラスト）を掲載しており、行方不明となった動物を探す飼い主が、２４時間いつでも情報を確認できるようにしています。令和７年度「収容動物情報」へのアクセス数は、６１７，３２２件（月平均５１，４４４件）でした。

苦情や相談の多くは、住民生活や地域との密接な関わりがあるため、必要に応じ、区市町村の保健福祉・生活衛生部局等と連携して対応しています。

飼い犬等による事故発生届及び事故被害届は、特別区の区域では犬による事故のみ保健所で、その他の動物によるものは当センター本所で受け付けています。多摩地区（八王子市・町田市を除く。）では、動物愛護管理業務が当センター多摩支所に一元化されているため、犬によるものを含め、全て同支所で受け付けています。島しょの区域においては、島しょ保健所各出張所に配置した当センター兼務職員が苦情等の業務を担当しています。

③　飼い主指導（統計資料９）

苦情処理や巡回等において、狂犬病予防法、動物愛護管理法及び動物愛護管理条例

に違反する飼い主を発見した場合には、口頭注意や注意指導書の交付により改善を指導する等、適正飼養の普及に努めています。

また、逸走した犬等を捜して来所した飼い主や収容された動物の返還手続を行う飼い主に対し、狂犬病予防法に基づく犬の鑑札や狂犬病予防注射済票（以下「済票」という。）の装着、関係法令の遵守及び終生飼養や繁殖制限、しつけの必要性等の啓発指導を行っています。

収容した犬に鑑札又はマイクロチップ、済票が装着されていた場合、直ちに管轄の区市町村等に照会の上、飼い主に連絡しています。しかし、当センターに収容される犬の大部分は、鑑札や済票等が装着されていません。〔令和７年度に収容された犬のうち（所有者引取りを除く）、鑑札、済票とも装着されていなかったものの割合：９０．０％、マイクロチップの装着がなかったものの割合：７３．３％〕

このため、区市町村等と連携し、犬の飼い主に「鑑札又はマイクロチップ、済票を装着する義務とメリット」を啓発することにより、装着率の向上を図っています。

(3)　動物取扱業の登録等

動物取扱業者は、都民が動物を飼養するに当たっての重要な接点です。動物取扱業者が動物や施設の適正管理を徹底するとともに、購入者等に対して適正な飼養管理の方法を伝え、飼い主としての自覚を促す等の責務や社会的な役割を的確に果たしていくよう、指導等を行っています。

①　動物取扱業の登録等及び監視指導（統計資料１７、１８）

動物愛護管理法により、哺乳類、鳥類、爬虫類について、販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあっせん、譲受飼養のいずれかの業を営む場合は、営業を始める前に第一種動物取扱業の登録を受けることが必要です。あわせて、動物取扱業者には、動物の管理の方法や飼養施設の規模や構造などの基準を守ることが義務付けられています。当センターは、これらの登録申請を受理し、施設の実地調査後、登録を行っています。また、飼養施設を有し、一定数以上の動物を非営利で取り扱う場合には、第二種動物取扱業として届出が義務付けられています。

動物取扱業者は、登録の種別や業務内容に応じて、帳簿の作成及び５年間の保管が義務付けられています。また、動物販売業者等（販売、貸出し、展示、譲受飼養）は毎年、取り扱う動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）の数について定期報告を行うことが義務付けられています。これらの帳簿や定期報告届出書を確認し、適切な動物の取扱いを行っていただくための指導を行っています。

第一種動物取扱業の登録施設数は、令和7年度末時点で5，５３２施設となっており、平成１８年度末から約３，７００施設増加しています。

これらの登録施設立入りの際には、監視点検票を用いて遵守事項の履行状況等を登録施設ごとに評価区分し、評価区分の低い事業所については重点的に監視指導を行う等、不適正な業者をなくすための効果的・効率的な監視指導を行っています。

②　動物取扱責任者研修（統計資料１６）

動物愛護管理法により、第一種動物取扱業者には、事業所ごとに１名以上の動物取扱責任者を選任する責務があります。東京都では、動物愛護管理条例により、第一種動物取扱業の登録申請時に動物取扱責任者研修の修了証の添付を義務付けています。動物取扱責任者に対し、登録前に研修を行うことにより、法令や動物由来感染症対策等、動物取扱責任者としての実務に必要な知識及び能力を付与しています。さらに、１年に１回以上、法に基づく動物取扱責任者研修（以下「法定研修」という。）を受講させることにより、知識・能力の継続的な向上を図っています。

なお、令和７年度の法定研修は、オンラインに加え、会場を２箇所設けて実施しました。

(4)　飼い主のいない猫との共生支援事業

「東京都動物愛護管理推進計画（ハルスプラン）」の主要な施策である「致死処分数（死亡数）の更なる減少」を進めるためには、その９割以上を占める猫に関わる問題を解決する必要があります。ハルスプランでは、猫に関わる問題を解決するために、飼い主に対して猫の飼養三原則である、「屋内飼養の推奨」「不妊去勢手術の実施」「個体標識の装着」の徹底を図ることとしています。

また、都では地域の飼い主のいない猫との共生を目的とした活動を支援することにより、引取数と致死処分数（死亡数）の減少を図っています。

①　経緯

猫を巡る地域社会の問題を解決するため、『「飼い主のいない猫」との共生モデルプラン』（平成１３年度から１５年度まで）の成果を踏まえ『「飼い主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブック』を作成しました。その後、各地域における状況の変化や、新たな取組等を踏まえ、平成３０年度に改定版を作成しました。

平成１７年度以降は、飼い主のいない猫との共生支援事業として、区市町村から推薦のあった地域を調査の上、実施地域として指定し、専門的な問題への助言・資料提供、講習会への講師派遣、不妊・去勢手術等地域への支援を行いました。

平成２２年度以降は、東京都が地域を指定する形ではなく、区市町村が主体となって行う事業に対して技術支援を行っています。

②　区市町村との連携

東京都と区市町村は、動物行政について定期的な情報交換会を開催しています。また、当センターにおいても、区市町村担当者と連携して飼い主のいない猫の問題解決に向けた地域の取組を支援しています。

③　普及啓発

飼い主のいない猫との共生を推進するため、状況に応じた普及啓発を行うとともに、リーフレット・ガイドブックの配布や説明会への参加等により区市町村を支援しています。

５　動物の保護と管理

(1)　動物の保護（統計資料１、２、４、８、１１、１４、１５）

狂犬病予防法、動物愛護管理法及び動物愛護管理条例に基づき、危害防止及び動物愛護の観点から、犬の捕獲・収容、犬猫の引取り、負傷動物の収容を行っています。

なお、次項（２）動物の管理の事業も含め、八王子市及び町田市からの事務委託分の内訳は、統計資料１５のとおりです。

①　犬の捕獲･収容

飼い主のもとから逸走した犬や放し飼いの犬がいる等の通報を受理したときは、当該区域を巡回・指導する監視担当が対応します。こう傷事故（かみつき事故）等を未然に防ぐため、収容車を現地に急行させるなど迅速に対応しています。

さらに、通常体制では処理できない苦情等に対しては、早朝、早出又は薄暮等の捕獲体制で対応しています。

なお、夜間休日や勤務時間外の捕獲・収容については、保健医療局保健医療情報センター（夜間休日受付）からの通報により緊急出動し、対応しています。

②　犬・猫の引取り

犬や猫の引取りをその所有者から求められた場合は、新しい飼い主を探す努力を働きかけた上で、「やむを得ない理由がある場合」に限り、引き取っています。やむを得ない理由とは、飼い主の死亡、施設入所等により、継続して飼養できない状況となり、かつ新たな飼い主が見つからない場合や、人にかみつく等の事故を起こした後、再び危害を引き起こす危険性が極めて高く、飼い主が制御できない場合等をいいます。飼い主からの引取りは、高齢化等による飼い主自身の健康上の問題や経済的な理由によるものが大半を占めています。このため、飼い主に対し、飼い続けられなくなった場合の対策を講じておくよう普及啓発しています。

また、犬や猫の拾得者から引取りを求められた場合は、故意又は悪意により捕獲した犬や猫を引き取ることがないよう、十分な注意を払った上で引き取っています。引取り動物のうち、「離乳前の子猫」は、母猫から離れて取り残された結果、拾得されたものがそのほとんどを占めています。拾得者からの引取りは、平成２３年度から業務委託により対応しています。

なお、遺棄の疑いのあるものは、警察に届け出るよう助言しています。

③　負傷動物の収容

公園や道路等の公共の場所で、負傷し又は病気により動けなくなっている犬・猫・いえうさぎ・にわとり・あひるのうち、所有者が判明しないものについては、発見者からの通報に基づき収容し、治療等を行っています。

夜間における負傷動物の収容及び治療については、平成１９年度から令和６年度まで民間委託していましたが、令和７年度から職員対応としています。また、負傷動

物収容業務については、平成２３年度から民間委託により対応しています。

(2)　動物の管理（統計資料１～４、１１、１５）

引取り・収容した動物の飼養管理に当たっては、動物の愛護や福祉の理念及び人と動物との共通感染症予防の観点を重視しています。

①　収容動物の飼養管理

引取り・収容した動物のうち、飼い主の分からないものは、収容日当日を含め、最低７日間飼養管理を行うとともに、狂犬病予防法又は動物愛護管理条例に基づく公示をしています。

また、マイクロチップによる個体識別に対応するため、引取り・収容した動物全頭について、複数の規格のマイクロチップリーダーを用いた読取りを行っています（マイクロチップの装着ができないと考えられる幼齢動物を除く。）。

飼い主不明のこう傷犬を収容した場合は、１４日間飼養管理を行い、その間、狂犬病の疑いの有無について検診を行います。検診中に「狂犬病の疑い」が生じたり、死亡したりした場合は、城南島出張所で検体採取を行い、健康安全研究センターにて精密検査を行います。

負傷動物は、特別区の区域では城南島出張所で、多摩地区では多摩支所で、島しょの区域では島しょ保健所各出張所に配置した当センター兼務職員が治療及び飼養管理を行っています。

収容時又は飼養管理中に何らかの異常が認められた動物は、直ちに隔離、治療等を行います。感染症と診断した場合は動物舎の消毒を行い、他の収容動物に感染が拡大しないよう努めています。

なお、動物の飼養管理業務については、平成１９年度から閉庁日の業務を、平成２２年度からは閉庁日を含む業務を民間に委託しています。

②　収容動物の返還

飼養管理期間中に飼い主が判明した動物については、飼い主に対し、適正飼養の注意指導を行った後、返還申請に基づき、手数料を徴して返還しています。また、当センターに収容される前に飼い主が判明した動物については、現地にて注意指導後、返還しています。令和７年度の返還率は犬４６．７％、猫５．１％でした。

なお、収容動物については、当センターホームページ中の「収容動物情報」に収容日や収容期限、収容場所、動物の特徴等の詳細な情報を掲載し、逸走動物を捜す飼い主へ情報提供を行うことにより、返還率の向上を図っています。

③　致死処置、焼却処理

センターに収容された動物の中には、負傷や病気などによる苦痛の程度が著しいもの、治癒や回復が見込めないもの、著しい攻撃性を持ち、人や他の動物に危害を及ぼすおそれが高いものもいます。

そのような動物は、動物福祉の側面も踏まえ、獣医療の一環として、やむなく致死

処置する場合があります。その際は、複数の獣医師により、総合的かつ慎重な判断を行っています。

獣医療の一環として行う致死処置は、主として注射用麻酔薬の投与により行います。また、死体の焼却については、平成３０年度から業務委託で対応しています。

なお、犬等については、狂犬病予防法施行令に基づき処分前に評価人による評価を行います。

(3) 動物の譲渡（統計資料１、３、４）

飼養管理期間を満了した動物や飼い主から引き取った動物の中から、家庭動物として飼養に適した動物を一定の基準を満たす譲渡希望者に譲り渡すことにより、動物の延命と譲渡を通じた模範的な飼い主の育成を図っています。

① 個人譲渡

犬又は猫等の譲渡実施細目（以下「譲渡実施細目」という。）に基づき、家庭動物として適性のある動物を選定し譲渡しています。

譲渡希望者には、模範的な飼い主となっていただくため、動物の習性、しつけ方及び関係法令等についての講習会（譲渡前及び譲渡時講習会）の受講を義務付けています。

また、譲渡後の飼養状況調査等、譲渡後のフォローにも取り組んでいます。

② 団体譲渡

譲渡実施細目に基づき、新しい飼い主を見つける活動を行う団体への譲渡も行っています。対象となる団体は東京都の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体で譲渡実施細目で定めた基準を満たすことが条件になっています。令和７年度末時点で４７団体が譲渡対象団体として登録されています。

③ 譲渡動物

収容した動物は、感染症や難治性の病気の有無、攻撃性の有無、年齢、性格等をチェックした上で、譲渡実施細目に基づき譲渡を行っています。より健康な動物を譲渡するため、譲渡されるまでの間、必要な健康管理とワクチン接種等を行っています。

平成２９年４月に、生後間もない離乳前の子猫を対象とした「ミルクボランティア実施プログラム」を策定しました。本プログラムは、離乳前の育成段階早期に登録ボランティアへの譲渡を行い、新たな飼い主への譲渡までの飼養管理を協働していくことにより、育成困難を理由とした、獣医療の一環としてやむを得ず行う致死処置を減少させることを目的としています。

また、平成３０年４月から負傷動物を譲り受ける譲渡対象団体及び個人に対して、譲渡動物の飼養負担を軽減するため、飼養に必要な物品の提供を行っています。令和４年４月からは、引取り・収容動物を譲渡する場合にも対象を拡大しています。

さらに、令和２年４月から譲渡推進及び譲渡動物の適正飼養・終生飼養を図るため、譲渡対象動物（犬及び猫）に対してマイクロチップの装着を行っています。

④　譲渡制度の普及

平成２９年１１月に、譲渡制度の普及を目的に東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」を開設しました。本サイトでは、犬や猫の譲渡情報や最後まで愛情と責任を持って飼うための情報をわかりやすくまとめているほか、譲渡対象団体が行う譲渡会等の情報を提供しています。

さらに、平成３０年１１月に、「ワンニャンとうきょう」をリニューアルし、ペットとずっと一緒に暮らすための情報を充実させました。

６　健康危機管理

(1)　特定動物の飼養又は保管の許可等（統計資料１９、２０）

動物愛護管理法では、ライオン、ワニ、毒ヘビ等の人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物を特定動物として定め、その飼養又は保管をする場合は、動物の種類ごとに定められた施設基準に合致した飼養施設を設け、知事の許可を受けることが義務付けられています。また、許可を受けた動物個体ごとにマイクロチップ等による個体識別措置を講じなければなりません。

特定動物は、逸走した場合、人の生命等への危害の発生が想定されるため、特定動物の飼い主には、その他の動物の飼い主以上に社会的責任の徹底が求められます。このため、当センターでは、当該飼い主等に対し、施設基準や適正な保管方法の遵守を指導しています。

なお、令和元年の動物愛護管理法改正（令和２年６月施行）により、新たに愛玩目的での特定動物の飼養又は保管を行うことが禁止されました。また、特定動物の対象に特定動物が交雑することにより生じた動物が加わりました。

①　特定動物の飼養又は保管の許可及び監視指導

特定動物の飼養又は保管の許可申請を受理した場合は、当該施設へ立入調査を行います。また、既許可施設についても、随時、施設へ立ち入り、施設基準・逸走防止措置等の遵守状況について監視指導を行っています。

②　特定動物逸走時の措置等

特定動物が逸走したとき、飼い主は、動物愛護管理条例により知事及び警察官にその旨を通報し、当該動物を捕獲する等必要な措置をとらなければなりません。飼い主又は飼い主以外の者から特定動物逸走の通報を受けた場合、状況を確認するとともに、人の生命等に危害が及ぶことのないよう関係機関と連携し、必要に応じて捕獲等の措置を講じます。

(2)　人と動物との共通感染症の未然防止

人と動物との共通感染症の発生を予防し、万一発生した場合にはその影響を最小限に食い止めるために調査等を行っています。

①　人と動物との共通感染症の調査（統計資料２２）

人と動物との共通感染症について、動物の病原体保有状況等の調査を行っています。その結果は、動物との適正な接し方の情報として飼い主等へ提供するとともに、関係学会等へ発表しています。

令和７年度は次の２項目の調査を実施しました。

- 犬と猫の寄生虫調査
- 犬と猫の SFTS（重症熱性血小板減少症候群）ウイルス遺伝子モニタリング調査

②　人と動物との共通感染症発生時対応

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく届出があり、動物から人への感染が疑われる場合は、動物に関する調査、検体採取、飼育指導等を行い、感染症のまん延防止に努めます。

１９６０年以降狂犬病の発生のなかった台湾で、２０１３年にイタチアナグマに狂犬病が発生した事実は、狂犬病の予防策がいかに重要かを物語っています。当センターにおいては、狂犬病発生時対応マニュアルに基づき、疑狂犬病発生時の防疫対応及び関係部署との連携について、毎年度訓練を実施し、マニュアルの内容の検証及び発生時の危機管理体制の整備を図るとともに、狂犬病予防注射についての普及啓発を行っています。

城南島出張所では、バイオハザードに配慮した解剖室等の施設を整備し、感染症発生に備えています。また、感染症発生時の対応能力を一層向上させるため、この施設を用いて、職員の検体採取実技等の研修を実施しています。

7　調査研究

普及啓発技術や業務改善等に関する調査研究

人と動物との共通感染症の調査のほか、当センターの業務に係る様々な課題をテーマに調査研究を行い、業務改善に資するとともに、職員の研さん、育成を図っています。成果は関係学会等に発表・投稿し、当センター事業をＰＲするとともに、他の自治体や関係機関と情報を共有し、連携を図っています。

また、年度末には調査研究の成果について発表会を開催し、職員や関係者との意見交換を行っています。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和元年度から３年間、開催中止としましたが、令和４年度にＷｅｂ視聴を取り入れるなどの感染対策を施して再開し、令和５年度から区市町村の担当者等も参加しています。

８　畜舎等の衛生確保（統計資料２１）

化製場等に関する法律等に基づく動物の飼養又は収容の許可及び監視指導

指定区域に設置されている畜舎等について、法令に基づく許可事務や監視指導により、畜舎及び地域の衛生を確保しています(特別区内、八王子市内及び町田市内を除く。)。

化製場等に関する法律及び化製場等の構造設備の基準等に関する条例により、牛１頭、馬１頭、豚１頭、めん羊４頭、山羊４頭又は犬１０頭以上を飼養し又は収容するための施設である畜舎及び鶏（３０日未満のひなを除く。）１００羽以上又はあひる（３０日未満のひなを除く。）５０羽以上を飼養し又は収容するための施設である家きん舎は、知事の許可が必要です。その構造設備の基準と畜舎等の管理者が講ずべき衛生措置が定められています。

畜舎等の許可に際しては、申請に基づき、実地調査を行います。また、既許可施設についても必要に応じ施設に立ち入り、構造設備や衛生措置の遵守状況等について監視指導を行っています。

近年、多摩地区も宅地化が進んだことにより、畜舎の周辺住宅に衛生害虫や悪臭等の被害が発生しており、これら畜舎等に関連した苦情相談への対応も行っています。

また、立入りの際には、畜舎等の衛生のほか、動物の適正飼養等の動物愛護管理法上の監視指導も行っています。

なお、畜舎への立入り調査については、家畜衛生の保持に悪影響を及ぼすことのないよう、畜産部局と連携し実施しています。

９　職員研修と労働安全衛生

動物行政は社会情勢の変化や動物愛護の意識の高まりに伴い、苦情や要望等が多様化しています。職員は業務の執行に当たって、常に幅広い知識とバランスの取れた対応が要求されます。そのため、職場外研修はもとより、内部研修や自己啓発により知識と技術の修得と向上に努める必要があります。

当センターでは、外部講師を招いた内部研修等を充実させることにより、業務の円滑な運営と職員のモラールの高揚を図っています。

(1)　職場外研修

健康安全部で行う獣医職研修、職員研修及び社会福祉保健医療研修センターが開催する各種研修、厚生労働省及び環境省等が開催する研修会や技術講習会への参加、また、英国動物虐待防止協会等の外部研修に参加しています。

(2)　職場内研修

①　転入職員研修

新規採用職員や異動により当センターに転入した職員等に対して、職務に必要な

法令上の知識や実務についての研修を行っています。

主な研修内容

・服務等、動物愛護管理行政の概要、当センターの事業概要

・法・条例の解釈と運用、動物の飼養管理

・監視指導等について

② 転入動物指導員研修

新たに動物指導員として転入してきた技能系職員を対象とした実務研修を転入者研修とあわせて実施しています。

収容及び飼養管理の際の動物の取扱いや動物取扱用具の使用法等は、熟練を必要とする技術です。この技術は、長年にわたる経験により受け継がれてきました。配属直後に上記転入者研修の内容とともに、収容動物の適切な飼養管理や取扱技術に関する実務研修を実施しています。

③ 技術講習会

職員の技術の研さんと学識の向上を図り、最新の知見・情報を学ぶため、外部講師を招いて技術講習会を実施しています。

④ 獣医系大学との協働事業

令和７年度から獣医系大学と協働し、保護・収容した動物の治療やトレーニング等に関する実地研修及びフォローアップ研修を実施しています。センターでは、研修により得られた知識や技術を活用し、譲渡の促進に取り組んでいます。

(3) 労働安全衛生

東京都安全衛生委員会設置規程に基づき、動物愛護相談センター安全衛生委員会を設置しています。本所・支所・出張所から選任・推薦された委員により、労働災害の分析と再発防止対策、職場環境の点検と改善、危険及び健康被害の防止、健康診断結果の分析等の安全衛生に関する問題を調査・審議しています。

結果については、動物愛護相談センター安全衛生管理者に報告し、職場の安全性向上のために活用しています。

(4) 職員健康診断等

都職員を対象とした一般・消化器定期健康診断の他に、従事する業務の特殊性を考慮して、破傷風トキソイド、狂犬病ワクチン等の接種を行っています。